　第６８号議案

　　専決処分の承認を求めることについて

　上記の議案を提出する。

　　令和７年５月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和７年３月３１日下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

　第３９条第１項第１号ア中「エ」を「ウおよびオ」に改め、同号イ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）または」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）または」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

　　ウ　二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

　第４６条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第３９条第１項第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力）」を加える。

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第３９条第１項第１号の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

　（説明）地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。